



2022年10月28日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 植 田 俊 二  
(コード番号：1997 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 片 桐 倫 明  
電 話 0 2 9 ( 2 4 4 ) 5 1 1 1

### 監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員異動に関するお知らせ

当社は、2022年8月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針であることを公表しておりますが、本日開催の取締役会において、2022年11月22日に開催予定の当社第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、本定時株主総会において、「定款一部変更の件」及び監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関する議案を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。

##### (2) 移行の時期

本年11月22日開催予定の当社第69期定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、電子提供措置等に関する規定を新設するとともに、不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除を行うものです。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年11月22日(火)(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年11月22日(火)(予定)

3. 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
植田 俊二	代表取締役 社長執行役員	同左
白石 学	取締役 常務執行役員	同左
岩井 淳	取締役 上席執行役員	同左
片桐 倫明	取締役 上席執行役員	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
吉田 孝夫(新任)	取締役(常勤監査等委員)	常勤監査役
根本 幸司(新任)	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
植崎 明夫(新任)	社外取締役(監査等委員)	—

(3) 退任予定の取締役・監査役(本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
長野 正紀	退任	社外取締役
春日 均	退任	社外監査役

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第16条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。以下「監査等委員でない取締役」という。</u>) は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(補欠の監査等委員)</p> <p>第 23 条 <u>当社は、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任決議については、第 21 条の規定を準用する。</p> <p>3 <u>第 1 項により選任された補欠の監査等委員である</u>取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役の全員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>第 27 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務遂行の決定の委任)</p> <p>第 32 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 31 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第 34 条 <u>当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>若干名を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>若干名を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 2 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 2 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 42 条 当社は、会計監査人の報酬等を、<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 当社は、会計監査人の報酬等を、<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置の経過規定)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 1 条 <u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過規定)</u></p> <p><u>第2条</u> 第69期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</p>